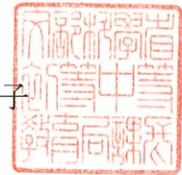


28初国教第217号
平成29年3月3日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局
国際教育課長事務取扱
藤江陽子



(印影印刷)

高等学校卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の
在留資格の取扱いについて（依頼）

今般、平成29年2月24日付け法務省管在第1202号により、法務省入国管理局入国在留課長より別添文書のとおり依頼がありました。

ついては、在留資格「家族滞在」で在留する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合、一定の要件の下で「定住者」への在留資格の変更が認められる取扱いとなっていますので、貴職におかれては御了知くださるよう願います。

また、併せて、貴管下の市区町村教育委員会及び高等学校、中等教育学校、高等部を設置する特別支援学校に対して、周知願います。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局国際教育課
日本語指導係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線2035）
FAX：03-6734-3738